

薬局医療安全対策推進事業実施要綱

平成29年3月9日付薬生発0309第4号
医薬・生活衛生局長通知

1. 目的

調剤を行う薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、分析・評価を行うことにより、医療安全の確保を目的とする。

2. 事業内容

- (1) 薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集
- (2) 収集した事例の分析及び評価と報告書の作成

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬局医療安全対策推進事業実施法人公募要領により、採択された法人とする。

4. 実施方法

本事業の実施に当たっては、公益社団法人日本薬剤師会等の関係団体との連携を図るとともに、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の指示・要望等に迅速かつ柔軟に対応すること。

5. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬局医療安全対策推進事業にかかる経費について別に定める基準（薬局医療安全対策推進事業費補助金交付要綱）により補助するものとする。

6. 適用時期

この要綱は、平成29年3月9日より適用する。